

グループ就労訓練に係る助成金の創設

(1) 趣旨

精神障害者の就労上の課題として、臨機応変な判断や新しい環境への適応が苦手であったり、疲れやすい、緊張しやすい、精神症状が変動しやすい等により、作業効率に波が見られることが指摘されており、直ちに常用雇用を目指すことが困難なケースも少なくない。

また、盲学校・聾学校・養護学校の生徒の職場実習については、常用雇用への重要なステップであると考えられるものの、実習を実施する事業主に経済的負担が発生するため、実習先開拓が進まない等の問題も指摘されている。

そこで、指導員の支援のもと、障害者のグループを企業内で訓練させることで常用雇用への移行を図る事業を実施する場合に、障害者雇用納付金制度に基づく助成金（障害者能力開発助成金）を支給し、常用雇用への移行を促進する。

(2) 支給要件等

①請負型

〔グループ就労訓練（請負型）による援助の内容〕

社会福祉法人、NPO法人等が、企業から業務を請け負い、数人の精神障害者等のグループを指導員の支援のもと企業内で訓練させ、常用雇用への移行を促進することについて助成金を支給する。

〔助成金支給先〕

社会福祉法人、NPO法人等

〔対象障害者〕

身体障害者、知的障害者、精神障害者

〔対象ユニット〕

1ユニットは3人以上5人以下。

〔訓練時間・訓練期間〕

- グループ就労訓練に係る時間は1人当たり週10時間以上を基準とする。
- グループ就労訓練に係る期間は1人当たり3ヶ月以上3年以内とする。

〔指導員（請負型）〕

次に掲げるいずれかの者

- ・ 障害者の就労支援について一定の実績を有する福祉施設等における業務経験が1年以上である者
- ・ 職場適応援助者養成研修を修了した者

〔助成金支給対象費用〕

- 指導員（請負型）による援助の実施に係る費用
- 協力事業主の受入れに係る費用

〔支給額・支給期間〕

- 指導員（請負型）による援助の実施
 - ・ 助成率：3／4
 - ・ 支給限度額：月24万円
 - ・ 支給期間
 - （i）当初は2回目の年度末まで。
 - （ii）その2年度のうちに1名以上雇用率対象となる労働者へ移行した場合には、継続支給が可能。
 - （iii）3年度目以降は、1年度のうちに1名以上雇用率対象となる労働者へ移行した場合に、継続支給が可能。
- 協力事業主の受入れ
 - ・ 支給額：受入れ費用として、社会福祉法人等が協力事業主に対して支給した額
 - ・ 支給限度額：1日当たり2,500円（ただし、月5万円を限度とする）

②雇用型

〔グループ就労訓練（雇用型）による援助の内容〕

事業主が、数人の精神障害者等のグループを雇用し、指導員の支援のもと企業内で訓練させ、常用雇用への移行を促進することについて助成金を支給する。

〔助成金支給先〕

事業主

〔対象障害者〕

身体障害者、知的障害者、精神障害者（ただし、雇用率対象となる労働者は除く）

〔対象ユニット〕

1ユニットは3人以上5人以下。

〔訓練時間・訓練期間〕

- 訓練時間は1人当たり週10時間以上を基準とする。
- 訓練期間は1人当たり3ヶ月以上3年以内とする。

〔指導員（雇成型）〕

次に掲げるいずれかの者

- ・ 重多事業所又は特例子会社において障害者の就労支援に関わる業務を3年以上行った者
- ・ 障害者職業生活相談員として、障害者である労働者の相談及び指導を5年以上行った者
- ・ 職場適応援助者養成研修を修了した者

〔助成金支給対象費用〕

指導員（雇成型）の配置又は委嘱による援助の実施

〔支給額・支給期間〕

○ 配置の場合

- ・ 助成率：4／5
- ・ 支給限度額：月25万円
- ・ 支給期間
 - (i) 当初は2回目の年度末まで。
 - (ii) その2年度のうちに1名以上雇用率対象となる労働者へ移行した場合には、継続支給が可能。
 - (iii) 3年度目以降は、1年度のうちに1名以上雇用率対象となる労働者へ移行した場合に、継続支給が可能。

○ 委嘱の場合

- ・ 助成率：4／5
- ・ 支給限度額：委嘱1回につき15,000円（ただし、年間250万円を限度とする）
- ・ 支給期間
配置の場合と同様。

③職場実習型

〔グループ就労訓練（職場実習型）による援助の内容〕

事業主が、指導員の支援のもと、盲学校・聾学校・養護学校の生徒が事業所で就労する実習を行い、常用雇用への移行を促進することについて助成金を支給する。

〔助成金支給先〕

事業主

〔対象障害者〕

盲学校・聾学校・養護学校の高等部の3年生である身体障害者・知的障害者・精神障害者

〔対象ユニット〕

1ユニットは1人以上5人以下。

〔訓練時間・訓練期間〕

- 訓練時間は1人当たり週20時間以上を基準とする。
- 訓練期間は1人当たり1ヶ月以上2ヶ月以内とする。

〔指導員（職場実習型）〕

次に掲げるいずれかの者

- ・ 重多事業所又は特例子会社において障害者の就労支援に関わる業務を3年以上行った者
- ・ 障害者職業生活相談員として、障害者である労働者の相談及び指導を5年以上行った者
- ・ 職場適応援助者養成研修を修了した者

〔助成金支給対象費用〕

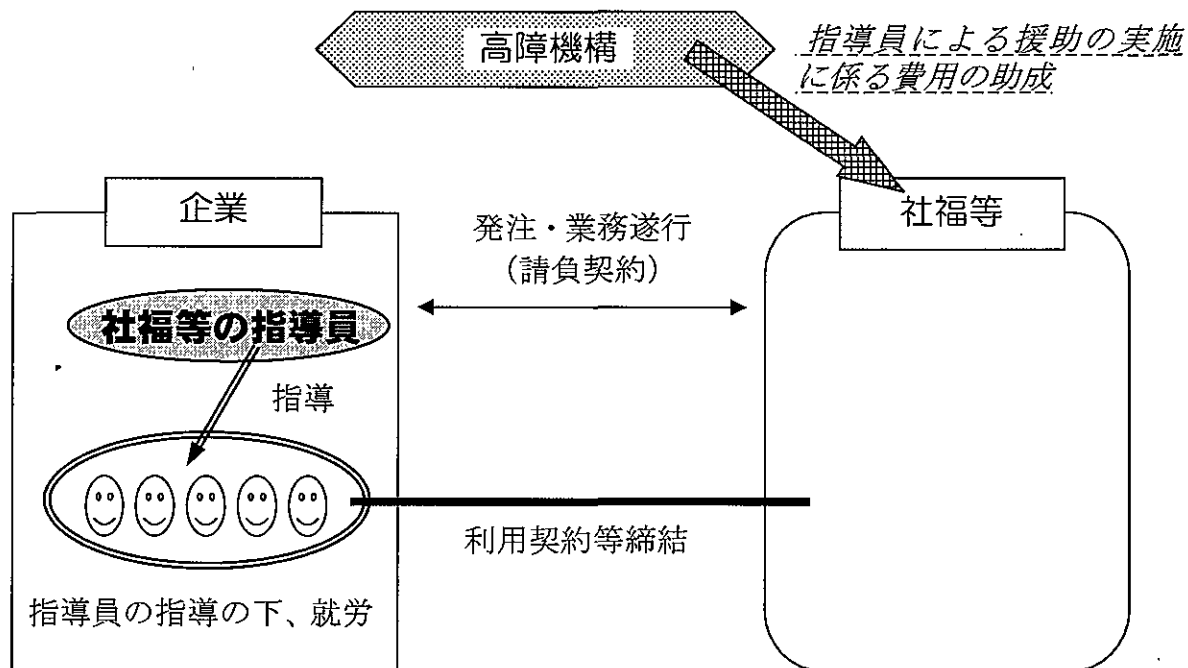
職場実習をした対象障害者が1名以上雇用率対象となる労働者となった場合の、指導員（職場実習型）による援助の実施に係る費用

〔支給額〕

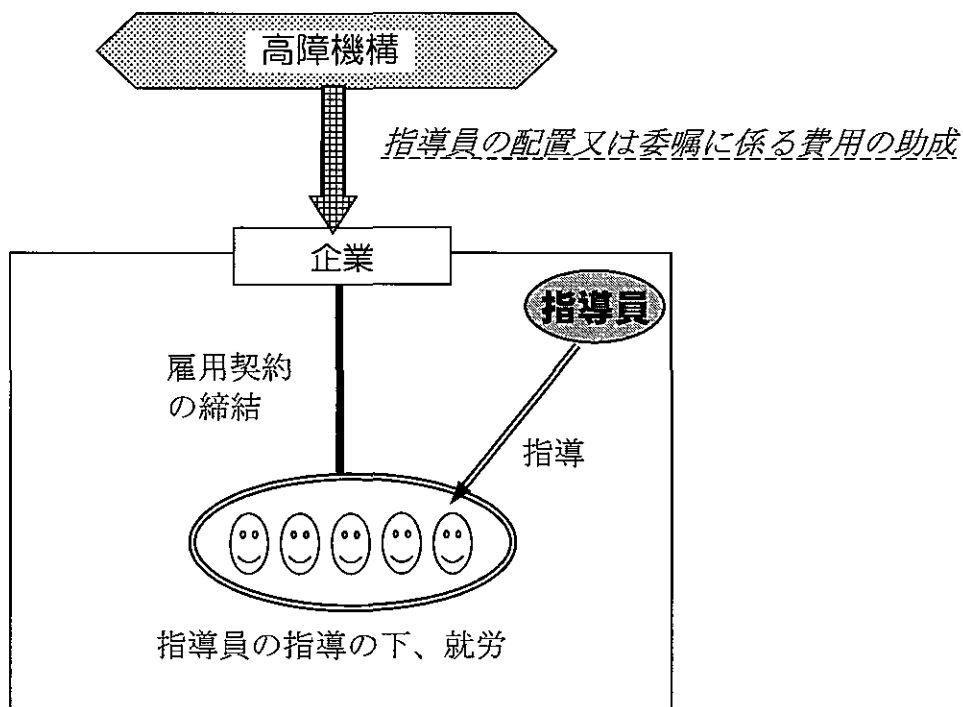
- ・ 支給額：1日当たり2,500円
- ・ 支給限度額：月5万円

グループ就労訓練のイメージ図

①請負型



②雇成型



③職場実習型

